

配偶者暴力防止法に関する施策について

1 関連した法律等の周知

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の趣旨等の周知について

平成16年12月に配偶者暴力防止法の改正、及び本法律に基づく「基本方針」が定められたことを受け、各都道府県・指定都市教育委員会等に対し、同居する子どもの就学に関する留意事項などについて周知を図っている。

「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の趣旨等の周知について

平成16年4月に「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」が成立したことを受け、児童虐待の定義に、新たに「児童の目前で配偶者に対する暴力が行われる等児童に著しい心理的外傷を与えるもの」が含まれたこと等について関係者に対して周知を図っている。

2 DV被害者の子どもに関する取組について

学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究

「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議」において、国内外の取組等を分析、検討し、平成18年5月に報告書を取りまとめた。また、本年度は教職員等に対する研修モデル・プログラムの作成に向け検討している。

学校における教育相談体制の充実

児童虐待の早期発見・早期対応のため、小学校に子どもと親の相談員を配置するとともに、子どもたちの心の相談にあたるスクールカウンセラーを中学校を中心に配置する。

また、子どもが不安や悩みを相談できるよう都道府県・指定都市教育委員会における教育相談窓口を充実する予定である。

教職員に対する研修の実施

生徒指導担当の教職員等を対象とした研修において、児童虐待に関する講座を設け、学校と関係機関との連携の在り方等について研修を行う。

3 DVの未然防止に向けた取組について

人権教育やDV問題の普及啓発に関する取組

・学校において、児童生徒に人権感覚を十分に身に付けるための人権教育を推進するとともに、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性についての指導を行っている。

・社会教育において、「人権教育推進のための調査研究事業」を活用し、DVの未然防止や女性の地位向上など女性の人権に関する事業を実施し（18都府県38市区町村）、人権に関する学習の充実を図っている。

面接交渉が争われているケースについての家庭裁判所の運用方針及びデータについて

面接交渉の実施においては、子の健全な成長、子の福祉を最大限配慮されるべきものであるところ、各家庭裁判所における面接交渉が争われているケースについての具体的な審理では、当事者間の葛藤の程度、生活状況、子の年齢や親に対する感情等の事情すべてを考慮して、子の福祉の観点から、面接交渉の可否、方法、条件等が個別的に慎重に判断されているものと承知している。

このような審理の下で、例えば、暴力行為があるなど面接交渉を希望する親に問題があるとして、面接交渉が認められないケースもある。

なお、データについては以下のとおりである。

子の監護者の指定その他の処分（うち面接交渉）の年別新受件数、終局区分別件数

【審判事件】

	新受 件数	既済 件数	既済			
			認容	却下	取下げ	その他
平成13年	434	405	78	102	130	95
平成14年	509	439	119	97	131	92
平成15年	638	594	179	158	156	101
平成16年	725	712	209	169	192	142
平成17年	760	701	284	142	152	123

【調停事件】

	新受 件数	既済 件数	既済				
			成立	不成立	取下げ	調停をしない	その他
平成13年	2,797	2,710	1,237	315	1,061	50	47
平成14年	3,345	3,137	1,478	360	1,198	50	51
平成15年	4,203	3,861	1,758	491	1,477	64	71
平成16年	4,556	4,377	2,026	579	1,604	76	92
平成17年	5,013	4,744	2,284	576	1,707	74	103

(注)いずれも司法統計に基づく数値である。